

イベント等催事における公園使用料の考え方について

1 許可の種別及び対象

公園でイベント等催事を実施する場合には通常、行為許可を受ける必要がありますが、指定管理事業者が実施する場合には、指定管理事業者自らに対する行為許可申請の必要はありません。しかしながら、当該行為に伴って工作物等が設置される場合は、都市公園法第6条の規定に基づく占有許可として取り扱い、大阪市に対して占有許可申請が必要となります（この場合、行為許可は占有許可に含まれます）。

2 適用する公園使用料

イベント等催事の内容又は設置工作物等に応じて、それぞれの使用料を適用します。

占有・行為許可使用料の例 ※公園条例別表第3（第14条関係）より

(1) 集会その他これに類するもの

- ・会費又は入場料を徴収しない場合（880円/100㎡・3時間）①
- ・会費又は入場料を徴収する場合（1,760円/100㎡・3時間）②

(2) 露店営業その他これに類するもの（220円/㎡・日）③

※上記「①」から「③」の使用料区分については、本紙内後述の「適用使用料」として引用します

※上記使用料区分及び額は、市公園条例に規定する区分の一部になります。その他の使用料区分は、下記を参照してください

公園使用料：<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009730.html>

※使用料区分及び額は、市公園条例、条例施行規則等の改正により、変更となる場合があります

※露店営業その他これに類するものための占有については、次のとおり経過措置を設けています

種別		経過措置期間	経過措置中使用料
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	190円
		令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	200円

### 3 公園使用料の算出方法

#### ○集会そのものを行う場合

⇒ 行為許可に該当

- ・ 1人1㎡として換算し、人的規模に応じて使用する区域を指定。換算した全ての区域を独占使用されるものと見なします。

※使用料区分は、「集会その他これに類するもの（会費等を徴収する場合又は徴収しない場合で使用料額が異なる）」で、独占するエリアのみを対象とし、適用使用料は①又は②が該当します。

#### ○工作物の設置を伴う催事等を行う場合

⇒ 占用許可に該当

- ・ エリアを区切って使用（公園利用者が自由に立ち入れず、かつ工作物を設置等）する場合は、その全面積を対象とします。
- ・ エリアを区切らず自由に立ち入れる場合で、かつ、工作物を設置している箇所のみ独占利用する場合は、その部分の面積のみを対象とします。
- ・ エリアを区切らず自由に立ち入れる場合で、かつ、工作物を設置するほか予め人的規模に応じた占用区域を特定（1人1㎡、500人参加の場合→500㎡）できる場合は、その区域を独占利用しているものとみなし、工作物を設置している箇所の面積に加え、人的規模に応じて使用する区域の面積を対象とします。

※使用料区分は「集会その他これに類するもの（会費等を徴収する場合又は徴収しない場合で使用料額が異なる）」で、独占するエリアのみを対象とします。

- ・ 適用使用料は①又は②が該当しますが、露店を設置する場合は当該使用範囲のみ③の使用料を適用します。